

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第1回）議事概要

1 日時

平成21年1月15日（木）午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，小野正典，酒巻匡，椎橋隆幸，龍岡資晃，藤田昇三，榊井成夫

（オブザーバー）

村瀬均（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

大谷剛彦事務総長，小川正持刑事局長，菅野雅之審議官

4 進行

(1) 懇談会の設置趣旨について

懇談会の開催に当たり，大谷事務総長から，懇談会設置の趣旨，目的等について説明がされた。

(2) 座長選出

委員の互選により，椎橋隆幸委員が座長に選任された。

(3) 議事の公開について

懇談会の議事の公開については，次のとおり定められた。

懇談会の議事は非公開とする。

議事概要については，逐語録ではなく，発言要旨を題名で記載したものを最高裁判所ホームページに掲載してこれを公開する。

(4) 委員自己紹介

自己紹介に際し，各委員から次のとおり懇談会参加に当たっての抱負等が述

べられた。

(椎橋座長)

裁判員制度は、審議会、国会等で慎重に審議され、「裁判員法」が成立したが、うまくいくかどうかは運用次第という面もある。これまでも模擬裁判等で課題を検証してきたと聞いているが、制度実施後の検証はより重要であり、この懇談会は非常に重要なものと認識している。一生懸命務めていきたい。

(今田委員)

長く労働関係の調査研究に携わってきた。門外漢ではあるが、裁判員制度については、裁判所をはじめとして非常に準備に努力をされているという印象を持っている。最近の国民の関心の高まりをみて、司法改革の中でも非常に大きな改革であると改めて感じた。このような制度を検証する懇談会に参加することになり、きちんと役割を果たせるか自信はないが、一般市民の立場から臨んでいきたい。

(内田委員)

認知心理学、発達心理学を専攻しており、国民の動揺、不安といった感情の問題の重要性を感じている。裁判員制度のような新しい未知のものについては、国民は、理屈の問題ではなく感情の問題として恐れを感じるのが普通である。制度の運用が裁判員等を務める方の心理的不安にもきちんと対応しているかといった視点を持って、意見を述べていきたい。一人の生活者として庶民の立場から参加したい。

(小野委員)

日本弁護士連合会の裁判員制度実施本部のメンバーとして、法律成立直後からこれまで、弁護士の立場から制度実施に向けた準備を手探りで進めてきたが、まだまだ国民に理解されていない部分もある。また、弁護士側の準備も必ずしも十分とはいえないし、弁護士の中には色々な意見もあるというの

が現状であるが、この懇談会は重要であると考えており、ここでの様々な意見もうかがいつつ、よりよい制度運用となるよう、引き続き努力してまいりたい。

(酒巻委員)

裁判員制度の設計段階から関わってきたが、いよいよ始まるという実感である。これまで法曹三者によって模擬裁判等が行われてきており、検証が進んでいると承知しているが、あくまで模擬は模擬であり、制度実施後には想像以上の課題が出てくるはず。この懇談会で統計データ等の様々な材料を示してもらいながら、よりよい運用になるように考えていきたい。

(龍岡委員)

平成18年9月まで裁判所において、制度の実施に向けて裁判所内部の意識改革に努めてきた。実施後は、運用面で生ずるいろいろな問題点をよく見た上で、育てていかなければならない制度だと考えている。その意味で、この懇談会は非常に意義の大きなものだと思っている。

(藤田委員)

検察官の立場からこれまで制度運用の在り方について検討してきた。良く出来た制度であるが、これを実務に定着させるためには、運用のよろしきを得ることが必要。実際に制度を運用する裁判所にとって非常に厳しい仕事だと思うが、検察庁としても、しっかりやっていきたいと思っている。

(榊井委員)

司法制度改革のさなかに新聞社で論説委員を務めており、裁判員制度誕生に至るまでの取材を行った。制度実施に当たって重要な検討課題もまだまだ残っているとはいえ、この制度がうまくいけば、刑事裁判はもとより、社会全体がよくなると思っている。社会に定着するかどうかが一番重要であり、経済情勢の悪化など、逆風が強い時期であるからこそ、制度定着のためにしっかり考えていくべきである。この懇談会はその点からも重要なものだと考

えている。

(5) 懇談会のスケジュール，方針について

菅野審議官から，資料3に基づき懇談会のスケジュール，各回の懇談テーマについて説明がされ，各委員の了承を得た。

(6) 情報収集・分析の手法，あり方について

小川刑事局長から，資料4及び5に基づき，裁判員制度の運用等を検討する際の基礎となる情報収集，分析の手法について説明がされた。

(酒巻委員)

「裁判員候補者名簿に関する情報」の中にある，参加困難な月の意向調査というのは，どういうものなのか。例えば，「職業柄，この月は都合が悪い」といった調査を行っているという理解でよいのか。また，地方裁判所の実情の調査というのは，具体的にはどのように行うのか。裁判官に対するヒアリングを行うこともあるのか。いずれにしても，個別の事件について調査を行うことについては慎重を期す必要がある。

(小野委員)

例えば，自白事件と否認事件を分けて，審理等に関するデータをクロス分析することはできるのか。

(小川刑事局長)

参加困難な月の意向調査の内容は，酒巻委員ご指摘のとおりである。例えば，「総務部勤務で，この月は株主総会に関する事務が繁忙で参加できない」といった事情を調査票の段階でお聞きし，参加できない人については裁判所に呼び出さないこととし，かつ，その判断を少しでも前倒しにできるようにするための運用である。次に，各地方裁判所の実情調査は，ヒアリングという形ではなく，報告を求めるという形式を考えている。

また，自白事件と否認事件を分けてデータをクロス分析することは可能であり，そのような分析も行ってまいりたい。

(内田委員)

裁判員裁判の対象事件についてだけデータを取るのではなく、対象外の事件のデータと比較することも重要ではないか。また、制度実施前の同種の事件データと、実施後のデータを比較することも必要である。これらと比較することで、時代文化の影響による変化なのか、裁判員制度導入の影響による変化なのかを見ることができる。

(今田委員)

内田委員が述べられたとおり、制度実施前と実施後と比較することは重要であり、データの取り方も、そのことを念頭に置いて設計しておく必要がある。

(小川刑事局長)

裁判員裁判対象外の事件についてのデータとの比較も試みていきたい。また、手続が変わったことから機械的に比較対照することが困難である又は適当でない項目もあろうが、その点を留保すれば、制度実施前のデータと実施後のデータを比較することも可能であり、そのような分析も行っていきたい。

(榊井委員)

公判前整理手続自体、事件の内容によって大きく進行が変わると思われる。例えば、鑑定が必要な事件であればそれだけで公判前整理手続の期間も長くなるであろう。データを取ったとしても、一般化できるのかという問題がある。

(小野委員)

公判前には、公判前整理手続のほかに、事実上の打合せというものもあるが、そのデータを取ることはできないか。

(藤田委員)

打合せの回数と時間くらいならデータを取れるのではないか。

(龍岡委員)

打合せについても何かデータが取れないか。

(村瀬オブザーバー)

法律に規定された手続とは異なる事実上の打合せの内容やその記録化の仕方は、裁判体によって様々であるという実情にあり、打合せに関するデータを厳密に取ることは難しいのではないか。また、そもそも、そのような事実上の打合せのデータを取ったとしても、それにより有益な分析につながるのかといった必要性の観点からのご議論もいただきたい。

(藤田委員)

事実上の打合せでは、書記官が入らないこともあるようである。そのような打合せのデータが取れるか、取って意味があるかという問題もある。

(小川刑事局長)

事実上の打合せについては、意味のあるデータを収集することがはたして可能か考えてみたい。

(酒巻委員)

裁判員等に対するアンケートの取り方についてであるが、裁判を終えて、疲れた状態でアンケートを書いてもらうのであるから、そのことへの配慮が必要。また、アンケートをどのような目的で利用するのか、記載内容が具体的にどのように使われるのかということをも明記するのがアンケートを実施する際のエチケットではないかと思う。そもそも、裁判所として、裁判員等を迎えるに当たって接遇に十分配慮することが必要であろう。

(内田委員)

酒巻委員のご意見に全く同感である。法曹三者は、裁判員を迎えるに当たり、分かりやすい言葉遣いを意識していくべきである。アンケートについては、裁判に参加しての感想等を聞く場合は、裁判に参加する前に持っていた感情との比較が重要である。また、裁判を終えて疲れた状態では、感想等を聞くために自由記載欄を設けてもなかなか書いてもらえない。どのようにす

れば充実したアンケート結果が得られるか、丁寧に考えて設計する必要がある。

(椎橋座長)

どれくらいの時間をかけてアンケートに答えてもらうことになるのか。

(小川刑事局長)

基本的には、裁判終了後、帰る前に書いてもらうことになる。検察審査員に対するアンケートも帰る前に書いてもらっている。

(菅野審議官)

裁判所としても、できるだけ多くの方にアンケートに回答してもらいたいと考えている。例えば、お子さんを迎えに行かなければならないなど、裁判終了直後に回答してもらうことが難しい場合には、持ち帰っていただき、後日郵送してもらうこともできるようにするなど、柔軟に実施していきたい。

(小野委員)

裁判員等以外に、裁判官、検察官、弁護士、被告人、被害者参加人などを対象にアンケートを実施できないのか。

(藤田委員)

裁判官を対象とすると、どうしても個別の事件の話になってしまい、相当ではないのではないのか。また、小野委員が述べられたようなアンケートを行うとしても、制度をより良くするための提言を問う程度が限度ではないのか。

(龍岡委員)

具体的な事件に関して裁判官に何か聞くというのは難しいであろう。一般的、抽象的に聞けるかどうかという程度ではないのか。

(村瀬オブザーバー)

裁判官の声については、内部の協議会や研究会でも集積できると思う。裁判官を対象にアンケートを実施するのは、藤田委員、龍岡委員が述べられたとおりの問題があり、慎重に考えなければならない。

(酒巻委員)

裁判員法103条で定められた実施状況の資料公表ということに着目すれば、やはりまずは実際に参加する裁判員の側のデータをきちんと取ることが重要である。

(大谷事務総長)

この懇談会では裁判員制度の運用状況を検討していきたいので、まずは裁判員等に、参加した感想等をきちんと聞いていくことから始めたいと考えている。

(今田委員)

アンケートの結果は、どのような事件に参加したかによって異なってくるのではないかと。事件の内容等を抜きにして単純にアンケートを取っても有意義な結果が得られない可能性がある。また、アンケートは、一般的に、何を明らかにしたいのかという目的を持ち、仮説を立てて行う必要があり、裁判員等を対象としたアンケートでもこのような観点から、柱となる項目立て等については周到な検討を行うべきである。

(菅野審議官)

アンケートの内容については、本日のご意見も踏まえて、十分に検討して具体化したものを、次回の懇談会でお諮りしたい。

(7) 名簿記載通知送付後の国民の反応について

小川刑事局長から、資料6に基づき、裁判員候補者名簿記載通知送付前後の国民の反応について説明がされた。

(小野委員)

調査票には裁判員になることができない職業について列挙されていて、これに当てはまる場合に「裁判員になることができない」にマークするよう記載されているのだが、これをきちんと読まず、回答票だけを見た人が、裁判員をやりたくないとして、「裁判員になることができない」の欄にマークし

て返送してしまっている例もあるのではないか。

(小川刑事局長)

そのような人がいるかどうか、どの程度いるかは現時点では不明であるし、その点については追跡調査も困難であるが、まずは「裁判員になることができない人」にマークした人がどの程度いるのか、その状況を見て、その状況次第では、回答票の在り方について再検討する必要があると考えている。

(酒巻委員)

コールセンターへの苦情が2パーセントしかなかったというのは意外である。ここでいう「苦情」とはどのようなものか。

(小川刑事局長)

「裁判員制度自体がけしからん」とか、「勝手に名簿に載せるな」といったものである。

(榊井委員)

現時点でコールセンターに照会しなかった人も多数いるわけであるが、そのような人が名簿記載通知についてどのような印象を持っているのかということも気になるところである。

5 今後の予定について

次回の懇談会は、次の日時に開催されることが確認された。

第2回 3月27日(金)午前10時から

(以上)